

# 2019年版 包括外部監査の通信簿 結果発表

全国市民オンブズマン連絡会議  
包括外部監査評価班  
代表 弁護士 光成 卓明

## 1. 「通信簿」の目的

(1) 平成11年度の地方自治法改正により、中核市以上の自治体に、弁護士や公認会計士など「外部監査人」による「包括外部監査」が義務づけられた。この外部監査人が市民のための自治体の「お目付役」となるのか、それとも従前の監査委員の「屋上屋」や「税の無駄遣い」になってしまうのかは、それを見る市民自身の「監査」の力によるものである。全国の自治体の財政をはじめとする行政の刷新と改善にどれだけ役立つのかを注目し、平成11年度以来、包括外部監査の報告について市民オンブズマンによる通信簿を作成した。

(2) さらに、全国の包括外部監査実施自治体の監査報告の活用度を調査した。具体的には平成28年度の監査報告書の結果(指摘事項・意見)について当該自治体がどのように措置をしたかを評価する通信簿も作成した。監査委員らに通知している措置の公表されたものを中心に①措置の速さ、②逐一の指摘事項や意見への対応措置の記載の明確性、③市民に対する説明責任を果たしている程度について評価した。これにより自治体が包括外部監査をどう活用したかが判る通信簿となった。

## 2. 「包括外部監査評価班」について

全国市民オンブズマン連絡会議に加盟する各市民オンブズマンのメンバー有志16名。弁護士・公認会計士・税理士・元大学教員・市民オンブズマン活動家らで構成している。

## 3. 評価対象

(1) 平成30年度包括外部監査実施全自治体 127自治体(47都道府県、20政令市、54中核市、6条例制定自治体)の全監査報告書 133テーマ

(2) 平成28年の包括外部監査実施自治体(122自治体)の監査報告書(127テーマ)に対する実施自治体(行政当局)の措置通知等(原則として令和元年5月31日までに公表されたもの)の対応状況

## 4. 評価の手順と基準

### (1) 包括外部監査報告書

包括外部監査は地方公共団体の事務の①真実性、②適法性、③有効性、④効率性、⑤経済性の調査と充実度の観点から監査することになっている。それら監査報告書を、相対比較、対象の難易度を含め、批判的に評価し、かつ各監査報告書を複数人が確認し、評価の客観化に努めた。そして、共通の対象テーマごとに相対比較も行った。

- ① 対象の選定は適切で監査結果は活用度があるか
  - i 具体的な目的根拠があって対象が選定されているか。
  - ii 監査テーマと結果は自治体が採用する有効性を持っているか。
  - iii 行政の改善の方向が具体化されているか。
- ② 監査が充実し、評価が適切であるか
  - i 新しい問題意識・発見があるか。
  - ii 事実及び実態が正しく把握されているか。
  - iii 適法性の監査について充実・適切であるか。
  - iv 3E監査について具体的な対象への適用とチェックがあるか。
  - v テーマの数だけでなく質の高さがあるか。
  - vi 行政結果の追認に終わっていないか。
- ③ 報告書・意見書は判りやすいか
  - i 市民が読んで判る記述になっているか。
  - ii 問題点や意見要点が明確に指摘されているか。
  - iii 専門用語などは解説・注釈があるか。

全監査報告書を検討の結果、有用性の高いものに「活用賞」、さらに特に優れたものに「優秀賞」、そしてその中の最優秀監査報告書に「オンブズマン大賞」を贈り、逆に欠点が目立ち是非改善してほしい監査には「改善要望」を出すことにした。

### (2) 自治体の措置対応

包括外部監査報告書の結果について、自治体(行政当局)がどのような措置をとり、市民に公表しているかについて①措置通知公表の速さ、②逐一の指摘事項や改善のための意見について対応措置の内容の明確性、③市民に対する説明責任を果たしているかの3点に注目し、各①～③につき個別評価した上で、②③をより重視して、総合評価として、

- A…「良」
- B…「普通(さらに改善は望まれるが)」
- C…「改善を要する」
- D…「悪く、抜本的に改善を要する」
- E…「ゼロ評価 最悪で失格」

の5段階評価をした。

ちなみに、①公表の速さは、報告書提出期限(平成29年3月31日)から、一部でも平成29年9月30日まで(半年内)に公表しているものをA、平成30年3月31日まで(1年以内)をB、平成31年3月31日(2年以内)をC、平成31年4月1日以降(2年超)をDとした。令和1年6月1日現在確認できないものはおよそ評価も不可能なほど悪いものと考え、Eのランク付を行った。(ただし、本来Eランクとなるところ、6月以降でも措置公表があることが判れば配慮し、Dランクにした。)

次に②措置対応度は、指摘事項・意見にどの程度対応しているかを評価した。

100%対応しているはA、80%以上対応しているはB、50%以上対応しているはC、50%未満の対応であるはD、全く対応していないはEとした。

さらに、③説明責任は内容が市民に分かるよう詳しく書いているものをA、改善はされるべきだが相当の説明をしているものをB、説明不十分のものをC、およそ説明になっていないものをDとし、最終的に措置公表や説明の全くないものはEとした。

上記①②③の評価は、その自治体が外部監査を活用し市民に対する説明責任を果たすという価値付けでは重さが異なり、①より②は2倍、さらに③は②の3倍の価値があるとして総合評価をすることにして、A～Eの評価をした。

## 5. 評価結果

### (1) 包括外部監査報告書の評価結果

① 平成30年度の各自治体の包括外部監査テーマ及びその評価は別紙一覧のとおりである。

優秀賞4自治体4テーマ、活用賞25自治体25テーマであり、一方、改善要望18自治体19テーマであった。毎年優秀賞の中でも最も優れた報告書に対し「オンブズマン大賞」を授与しており、今回は米屋佳史弁護士(札幌市包括外部監査人)に贈る。2019年9月28日・29日に岐阜市じゅうろくプラザで行う「第26回 市民オンブズ全国大会in岐阜」にて授賞式を行う。

### ② 「オンブズマン功労賞」について

3年間同じ監査人が続けて優秀賞又は活用賞を受賞された場合にはオンブズマン功労賞を贈っている。平成28～30年度 3年連続活用賞を受賞した、畝井俊樹公認会計士(相模原市包括外部監査人)にオンブズマン功労賞を贈る。

### (2) 自治体の措置対応の評価結果

各自治体の平成28年度包括外部監査への措置対応に対するA～E評価は別紙「包括外部監査について自治体の活用度評価一覧表」のとおりである。

総合評価の結果、Aランクになったのは、青森県、岩手県、秋田県、埼玉県、東京都、静岡県、三重県、大阪府、徳島県、札幌市、さいたま市、大阪市、川崎市、越谷市、船橋市、柏市、岐阜市、豊田市、豊中市、枚方市、八尾市、高知市、那覇市、東京都町田市、滋賀県甲賀市の25自治体である。

過年の通信簿では先進的に措置対応が優れたものに「措置模範賞」や外部監査への措置が同年内で最高(第一位)とみられたものには「オンブズマン大賞」ないし「措置模範大賞」を贈った。本年度は、全体として水準は上がっているものの、これらに該当する自治体はなかった。

一方、今年から措置が形ばかりで内容が乏しいのは首長の政治責任を伴うとして、2年にわたりD、E評価のものについては、首長自身に対しイエローカード、3年にわたるものはレッドカードを宣することとした。そこで、評価班は3年連続で総合D以下の評価の10自治体(茨城県、鹿児島県、仙台市、横浜市、名古屋市、郡山市、八王子市、富山市、姫路市、倉敷市)と2年連続で総合D以下の評価の2自治体(宇都宮市、高松市)の首長に対し、改善を求める要望書を送付した。

## 6 インターネットを用いた市民からの幅広い寄付で冊子が完成

当評価班はボランティアで運営されているが、班員の旅費や印刷代などは冊子販売費だけではまかなえず赤字が続いていたため、評価班の解散も検討された。状況を改善するため今回もイエローブック製作にあたりインターネットで支援金を求めるクラウドファンディング「READY FOR?」の協力を得て広く市民に支援を求めたところ、「READY FOR?」以外にも含めて合計で99名、955,000円もの支援をいただくことができ、冊子発行が可能となった。感謝申し上げるとともに、寄付者氏名を巻末に掲載した。

## 7 冊子販売について

上記評価の詳細を記載し、全包括外部監査報告書を収録したDVDを付録に付けた冊子を5,000円(税込)で販売している。申し込みは全国市民オンブズマン連絡会議のウェブから可能である。<http://www.ombudsman.jp/> 外部監査人だけでなく、役所をチェックする議員や、市民オンブズマン、研究者、マスコミからも大好評を得ている。ぜひ購入して、他自治体でのチェック項目を自分が住む自治体のチェックに活用していただきたい。

## 平成30年度 包括外部監査テーマ 評価順一覧表

自治体名	包括外部監査のテーマ	評価
札幌市	高齢者保健福祉事業と介護保険事業に関する財務事務の執行について	オンブズマン大賞
青森県	観光振興に関する施策及び事業の事務の執行について	優秀賞
大分市	生活保護等に関する事業について	優秀賞
東京都 大田区	道路・公園・河川及び交通安全等に関する事務執行について	優秀賞
千葉県	県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務	活用賞
滋賀県	県立病院の財務に関する事務の執行について	活用賞
島根県	商工労働部における補助金の事務執行及びKPIの設定とそのフィードバックについて	活用賞
広島県	「ひろしま未来チャレンジビジョン」に基づく「新たな経済成長」分野の事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について	活用賞
福岡県	子育て支援関連施策に関する財務事務の施行状況について	活用賞
佐賀県	高齢者福祉事業及び障害者福祉事業について	活用賞
長崎県	長崎県の債権管理に関する事務の執行について～未収金を中心に～	活用賞
千葉市	業務委託に係る事務の執行について	活用賞
相模原市	国民健康保険事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について	活用賞
浜松市	水道事業に係る事務の執行について	活用賞
京都市	扶助費に係る事務の執行について(一般会計に限る)	活用賞
岡山市	岡山市の債権の管理に係る事務の執行	活用賞
函館市	高齢者福祉に関する事務の執行について	活用賞
盛岡市	業務改革の推進について	活用賞
川口市	病院事業における財務事務の執行及び経営にかかる事業の管理について	活用賞
柏市	柏市の指定管理者制度における芸術文化・交流施設と高齢者福祉施設の管理運営及びそれらの施設に係る市所管課の財務に係る事務の執行について	活用賞
岐阜市	岐阜市の防災に関する事業	活用賞
豊中市	上下水道局の事業に係る財務事務の執行及び経営管理について	活用賞
東大阪市	外郭団体に係る財務に関する事務の執行について	活用賞
高知市	廃棄物処理業務について	活用賞
久留米市	水道事業に関する事務の執行について	活用賞
佐世保市	佐世保市の市営住宅	活用賞
宮崎市	債権管理に関する事務の執行について	活用賞
那覇市	那覇市の人件費について ー那覇市職員の働き方ー	活用賞
東京都 江東区	金融資産の管理について	活用賞
北海道	「北海道ファシリティマネジメント推進方針」の実施状況及び財務事務の執行について	ー
岩手県	子ども・子育てに関する財務事務の執行・管理について	ー
秋田県	秋田空港及び大館能代空港の管理運営及び利活用について	ー
茨城県	水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について	ー
栃木県	委託契約に係る事務の執行について	ー
群馬県	債権管理(税債権を除く)の事務の執行について	ー
東京都	①福祉保健局における、子育て等支援関連事業及び高齢者保健・福祉等関連事業に関する事務の執行について ②(公財)東京都福祉保健財団及び(独行)東京都健康長寿医療センターの経営管理について	ー
神奈川県	環境政策に関する事業の財務事務の執行について 公益財団法人かながわトラストみどり財団(財政的援助団体等)	ー

## 平成30年度 包括外部監査テーマ 評価順一覧表

自治体名	包括外部監査のテーマ	評価
新潟県	観光及びこれに関連する事業に係る事務の執行及び事業の管理について	—
富山県	県税に関する財務事務の執行及び管理について	—
石川県	結婚、妊娠・出産、子育てへの支援の行政の財務事務の執行及び事業の管理について	—
福井県	環境対策事業の財務に関する事務の執行について	—
山梨県	観光部が所管する事務事業の執行及び管理について	—
岐阜県	林業施策に関する財務事務の執行及び事業の管理	—
静岡県	指定管理者制度を採用する公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について	—
愛知県	観光あいちの促進に関連する事業に関する財務事務の執行について	—
三重県	子どもの福祉に関する事務の執行について	—
京都府	財務会計をはじめとしたリスクマネジメントの課題と対応について	—
大阪府	都市整備部の交通・道路事業を中心とした財務事務の執行について	—
兵庫県	県民利便施設（都市公園・社会教育施設・スポーツ施設）の管理運営について	—
奈良県	債権管理に関する財務事務の執行について	—
鳥取県	元気づくり総本部及び商工労働部が所管する移住定住の推進事業及び観光交流局が所管するインバウンドを主とした観光施策に係るふるさとの魅力向上事業に関する財務事務の執行について	—
山口県	子ども・子育て支援に関する施策に係る財務事務の執行について	—
徳島県	試験研究機関について	—
香川県	県税の賦課・徴収に係る事務の執行について	—
愛媛県	教育委員会の財務に関する事務（主に県立学校に係るもの）の執行及び県立学校の事務の執行について	—
高知県	県営住宅に係る財務事務の執行について	—
熊本県	①試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について	—
	②補助金等に関する事務執行状況について	—
大分県	公共インフラ施設の管理と老朽化対策に係る財務事務の執行について（道路・港湾施設を中心として）	—
鹿児島県	子育て支援事業に係る財務事務の執行について	—
沖縄県	公共用地取得に関する財務事務の執行について	—
仙台市	自動車運送事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について	—
さいたま市	道路事業に関する財務事務の執行について	—
川崎市	国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度に係る財務事務の執行について	—
新潟市	水道事業及び下水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況	—
静岡市	観光振興に関する施策に係る事務の執行について	—
名古屋市	名古屋市の公園・緑地及び公園・緑地内施設等についての整備、維持管理等における財務の執行状況について	—
大阪市	大阪市港湾局を中心とした大阪港ベイエリアをめぐる事業の執行について	—
堺市	教育関連事業（主として学校教育）に関する財務事務の執行について	—
神戸市	債権管理について	—
広島市	子ども・子育て支援事業の事務の執行について	—
福岡市	福岡市水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について	—
熊本市	熊本市の外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営管理の状況について	—
旭川市	①旭山動物園に関する事務の執行について	—
	②図書館に関する事務の執行について	—
青森市	農林水産業の振興施策にかかる財務事務の執行について	—
八戸市	防災に関する事務事業の執行について	—

## 平成30年度 包括外部監査テーマ 評価順一覧表

自治体名	包括外部監査のテーマ	評価
秋田市	秋田市教育委員会の財務に関する事務の執行について	—
福島市	①外郭団体の財務に関する事務の執行について	—
	②補助金の支出に係る事務の執行について	—
いわき市	農林水産業の施策に関する事務の執行及び管理運営について	—
宇都宮市	経済部の事務の執行及び事業の管理について	—
前橋市	保健所における財務事務の執行について	—
高崎市	生活保護に係る事務の執行（生活困窮者自立支援に係る事務の執行を含む）について	—
川越市	保健医療部の財務事務について	—
船橋市	①船橋市の文化・スポーツ・観光・衛生管理の行政を補完する外郭団体の出納その他の事務の執行及びそれらの市所管課における人的・財政的関与に係る財務事務の執行並びに船橋市民文化ホール及び市民文化創造館の管理運営に係る財務事務の執行について	—
	②下水道施設課による（公社）船橋市清美公社に対する業務委託に係る財務事務の執行について	
八王子市	条例に基づく事務執行について 取り分け、10年以上改正されていない条例に基づく事務執行について	—
横須賀市	一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）における補助金等に関する事務の執行等について	—
富山市	負担金、補助金及び交付金に係る財務事務の執行並びに事業の管理について	—
金沢市	農林水産事業に関する事務の執行について	—
長野市	市税等に関する事務の執行について	—
豊橋市	防災に関する事業の執行について	—
岡崎市	公有財産の有効利用と管理について	—
豊田市	子育て応援事業に関する財務事務の執行について	—
大津市	下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る管理について	—
高槻市	委託料に関する事務の執行について	—
枚方市	産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出に関する財務事務の執行について	—
八尾市	補助金・負担金等に係る事務の執行について	—
姫路市	消防局及び危機管理室における財務事務等の執行について	—
尼崎市	公営企業会計（上水道・工業用水道・下水道）の事務管理について	—
明石市	指定管理者に関する事務執行について	—
奈良市	公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について	—
和歌山市	公共施設マネジメントに関する財務事務の執行について	—
鳥取市	未利用不動産等に関する財務事務の執行について	—
松江市	滞納債権に関する事務の執行について	—
倉敷市	防災・危機管理事業について	—
高松市	教育及び子育てに関する財務事務の執行について	—
松山市	地域経済及び地域産業の活性化に係る事業の事務の執行及び運営管理について	—
長崎市	債権管理に関する事務の執行	—
鹿児島市	病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	—
東京都港区	学校教育に関する事業の財務事務の執行について	—
滋賀県甲賀市	補助金に関する事務の執行について	—
宮城県	連結財務書類における連結対象団体の財務事務の執行及び管理の状況について	改善要望
山形県	指定管理者制度導入施設の管理運営に関する財務事務について	改善要望
福島県	農林水産事業の財務事務の執行及び事業の管理について	改善要望

## 平成30年度 包括外部監査テーマ 評価順一覧表

自治体名	包括外部監査のテーマ	評価
埼玉県	①県立学校の運営及び財務事務について	改善要望
	②県立博物館、県立美術館の運営及び財務事務について	
長野県	公の施設(文教施設)の管理について	改善要望
和歌山県	公の施設の指定管理に関する事務の執行について	改善要望
岡山県	岡山県教育委員会の財務に関する事務の執行について	改善要望
宮崎県	公有財産の管理について	改善要望
横浜市	子ども・子育て支援に係る事業の管理に関する財務事務の執行について	改善要望
北九州市	住生活の安定の確保及び向上の促進に関する事務の執行について	改善要望
郡山市	新地方公会計制度における固定資産の認識とその有効活用について	改善要望
越谷市	子育て支援施策に関する財務事務の執行及び事業の管理について	改善要望
西宮市	特別会計の財務事務の執行について	改善要望
呉市	外部委託に関する事務の執行について	改善要望
福山市	市税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に関する事務の執行について	改善要望
下関市	道路・港湾の整備事業に係る事務の執行について	改善要望
東京都 荒川区	本庁舎等に関わる委託契約の執行及び維持管理の状況について	改善要望
東京都 町田市	物品等の管理に関する財務事務の執行について	改善要望

# 包括外部監査について自治体の活用度評価一覧表(平成28年度)

自治体名	28年度監査テーマ	措置評価			
		I 速 さ	II 措 置 対 応 度	III 説 明 責 任	総 合 評 価
岩手県	1. 企業局の財務事務の執行及び経営管理について	A	A	A	A
埼玉県	1. 病院事業(県立4病院及び総合リハビリテーションセンター)における財務事務の執行及び経営に関する事業の管理について	A	A	A	A
徳島県	1. 人口減少対策に関する事業全般について	A	A	A	A
札幌市	1. 清掃事業について	A	A	A	A
さいたま市	1. 危機管理に関する財務事務の執行について	A	A	A	A
川越市	1. 防災・危機管理の事業に関する事務の執行について	A	A	A	A
越谷市	1. 越谷市立病院の財務事務の執行及び事業の管理について	A	A	A	A
柏市	1. 保健所における財務事務について	A	A	A	A
岐阜市	1. 岐阜市の債権	A	A	A	A
豊田市	1. 市税及び国民健康保険税に関する財務事務の執行について	A	A	A	A
枚方市	1. 市立ひらかた病院の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理	A	A	A	A
八尾市	1. 外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について	A	A	A	A
秋田県	1. 秋田県の学校教育振興に関する事務について	B	A	A	A
静岡県	1. 債権管理の財務に関する事務の執行について	B	A	A	A
大阪府	1. 環境農林水産部を中心とする「環境・防災・危機管理」に関する事業の執行及び財務事務並びに環境農林水産部が所管する地方独立行政法人・出資法人の経営事業管理について	B	A	A	A
大阪市	1. 区役所に関する財務事務の執行について	B	A	A	A
船橋市	1. 道路に関する事業の管理及び財務事務の執行について	B	A	A	A
豊中市	1. 豊中市病院事業の財務事務の執行等について	B	A	A	A
高知市	1. 上下水道事業に関する事務の執行について	B	A	A	A
那覇市	1. 外部委託契約の事務の執行について	B	A	A	A
東京都町田市	1. 町田市の子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について	B	A	A	A
滋賀県甲賀市	1. 市税等歳入の賦課及び徴収に関する事務の執行について	B	A	A	A
青森県	1. 青森県の食育及び食品ロスに関する施策及び事業の財務事務の執行について	C	A	A	A
東京都	1. 建設局の事業に関する事務の執行について	C	A	A	A
三重県	1. 公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について	C	A	A	A
滋賀県	1. 試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について	A	A	B	B
和歌山県	1. 基金に関する財務事務について	A	A	B	B
愛媛県	1. 愛媛県の管理する住宅に関する事務の執行について 2. 工事請負契約に関する財務事務の執行について	A	A	B	B
新潟市	1. 財務部債権管理課の事務の執行について	A	A	B	B
浜松市	1. 業務委託に関する事務の執行について	A	A	B	B
神戸市	1. 公共施設等の有効活用及び管理状況について	A	A	B	B
青森市	1. 商工費に関する事務の執行について	A	A	B	B
盛岡市	1. 水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について	A	A	B	B
高槻市	1. 子ども・子育て支援に関する事務の執行について	A	A	B	B
久留米市	1. 久留米市教育委員会の財務に関する事務の執行について	A	A	B	B
東京都荒川区	1. 日暮里サニーホール及び荒川区ムーブ町屋の管理運営について	A	A	B	B
石川県	1. 学校教育、社会教育及びスポーツ振興行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について	B	A	B	B
長野県	1. 産業人材を育成するための機関及び諸施策について	B	A	B	B
岐阜県	1. 産業振興施策に関する事務の執行及び事業の管理	B	A	B	B
山口県	1. 山口県における高齢者施策に係る財務事務の執行について	B	A	B	B
長崎県	1. 観光振興及びこれに関連する事業について	B	A	B	B
大分県	1. 健康・医療・高齢者福祉行政に係る事業について	B	A	B	B
八戸市	1. 委託事業にかかる財務事務の執行について	B	A	B	B
大津市	1. 大津市企業局の所管する水道・ガス事業の事務の執行及び事業の管理について	B	A	B	B
大分市	1. 大分市における教育及び保育に関する事業について	B	A	B	B
京都府	1. 受託事業等に係る財務事務の執行について	C	A	B	B
鳥取県	1. 県産品の販路拡大、輸出促進事業及び「食のみやこ鳥取県」関連事業に関する財務事務の執行	C	A	B	B
高知県	1. 知事部局が所管する補助金に関する事務の執行について	C	A	B	B
山形県	1. 県税の賦課・徴収事務について	A	B	B	B

自治体名	28年度監査テーマ	措置評価			
		I 速 さ	II 措 置 対 応 度	III 説 明 責 任	総 合 評 価
愛知県	1. 県税の賦課徴収等に係る財務事務について	B	B	B	B
下関市	1. 子ども・子育て支援事業に係る事務の執行について	B	B	B	B
福島県	1. 学校教育に係る財務事務の執行及び事業の管理について	A	A	C	C
新潟県	1. 県税の賦課徴収に係る財務事務の執行及び管理の状況	A	A	C	C
佐賀県	1. 委託契約に関する財務事務の執行について	A	A	C	C
堺市	1. 消防事業に関する財務事務の執行について	A	A	C	C
北九州市	1. 教育委員会における財務事務の執行について	A	A	C	C
函館市	1. 函館市における指定管理者制度に関する事務の執行について	A	A	C	C
前橋市	1. 市税に関する事務の執行及び学校給食費の徴収事務・債権管理について	A	A	C	C
高崎市	1. 基金の管理及び運用に関する事務の執行について	A	A	C	C
横須賀市	1. 市民の健康維持、増進、改善に係る地域保健行政の事務の執行について	A	A	C	C
和歌山市	1. 雇用関連施策に関する財務事務並びに公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター及び公益社団法人和歌山市シルバー人材センターの出納その他事務について	A	A	C	C
東京都江東区	1. 道路、河川、公園等の維持管理等に係る財務事務の執行について	A	A	C	C
栃木県	1. 子育て支援関連事業及び高齢者支援関連事業に係る財務事務の執行について	B	A	C	C
群馬県	1. 県単独補助金に関する事務の執行について	B	A	C	C
富山県	1. 港湾事業の業務の執行及び管理について	B	A	C	C
福井県	1. 試験研究機関の財務に関する事務の執行について	B	A	C	C
山梨県	1. 業務委託に関する事務の執行について	B	A	C	C
兵庫県	1. 兵庫県病院局が所管する県立病院に関する財務事務の執行及び経営に関する事業の管理について	B	A	C	C
島根県	1. 県立高等学校等及び特別支援学校に係る財務事務の執行及び運営の管理について	B	A	C	C
岡山県	1. 観光及びこれに関連する事業に係る財務に関する事務の執行について	B	A	C	C
香川県	1. 香川県が保有・管理する財産とそれに関連する事務	B	A	C	C
福岡県	1. 商工振興施策に係る財務事務の執行及び事業の管理について	B	A	C	C
熊本県	1. 特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について	B	A	C	C
宮崎県	1. 商工観光労働部における財務事務の執行及び管理の状況について	B	A	C	C
千葉市	1. 介護保険事業における財務に係る事務の執行について 2. 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課等の事務の執行について	B	A	C	C
川崎市	1. 小学校・中学校及び特別支援学校に関する財務事務の執行について	B	A	C	C
京都市	1. 教育関連事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について(関連する施設・外郭団体を含む)	B	A	C	C
福岡市	1. 基金の管理と運用について 2. 福岡市モーターボート競走事業に係る事務の執行及び管理について	B	A	C	C
旭川市	1. 水道事業、下水道事業における財務事務の執行について	B	A	C	C
長野市	1. 長野市における補助金等の事務の執行について	B	A	C	C
西宮市	1. 過年度包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況について	B	A	C	C
福山市	1. 産業振興及び観光事業に関する事務の執行について	B	A	C	C
松山市	1. 観光振興に係る事業の運営管理および財務事務の執行について	B	A	C	C
北海道	1. 北海道市場化テストによる外部委託に関する財務事務の執行について	C	A	C	C
奈良県	1. 流域下水道事業に関する財務事務の執行について	C	A	C	C
広島県	1. 県有施設の運営及び維持管理について	C	A	C	C
東大阪市	1. 行政財産の使用許可及び普通財産の貸付に関する財務事務について～台帳管理の状況を含む～	C	A	C	C
奈良市	1. 補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について	C	A	C	C
呉市	1. 補助金等に係る事務の執行について	C	A	C	C
長崎市	1. 補助金等に関する事務の執行について	C	A	C	C
宮城県	1. 地方独立行政法人宮城県立こども病院の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	B	B	C	C
岡山市	1. 子育て世代に対する行政支援について	B	B	C	C
相模原市	1. 補助金に係る財務に関する事務の執行について	A	C	C	C
静岡市	1. 子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について	A	C	C	C
秋田市	1. 内部統制システムの有効性について	A	C	C	C

自治体名	28年度監査テーマ	措置評価			
		I 速 さ	II 措 置 対 応 度	III 説 明 責 任	総 合 評 価
いわき市	1. 高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する事務の執行について	A	C	C	C
佐世保市	1. 佐世保市におけるいじめ防止対策について 2. 佐世保市における市役所職員等の労働環境(セクシャルハラスメント、パワーハラスメント防止対策およびメンタルヘルス対策の実施状況等を中心として)	A	C	C	C
千葉県	1. 知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税外収入未済金の管理に係る事務	B	C	C	C
熊本市	1. 市有財産(不動産)の有効活用について	B	C	C	C
金沢市	1. 市税に関する財務事務の執行について	B	C	C	C
岡崎市	1. 情報システムの財務に関する事務の執行及び情報セキュリティ等の管理体制について	B	C	C	C
尼崎市	1. 指定管理者制度について	B	C	C	C
鹿児島市	1. 高齢者福祉及び介護保険事業にかかる事務の執行について	B	C	C	C
豊橋市	1. 環境対策の推進に関する施策に係る事務の執行について	B	A	D	D
東京都港区	1. 交通体系の整備に関連する事業の財務事務の執行について	D	C	D	D
茨城県	1. 土木部の道路行政に関する財務事務及び関連団体の経営管理について	A	D	D	D
鹿児島県	1. 鹿児島県の産業・雇用施策に関する事業の管理及び財務事務の執行について	A	D	D	D
八王子市	1. 要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について	A	D	D	D
姫路市	1. 生涯学習部における財務事務等の執行について	A	D	D	D
倉敷市	1. 保健福祉局における高齢者福祉、障がい者福祉および児童福祉に関する事務の執行について	A	D	D	D
高松市	1. 上下水道事業に関する事務の執行について	A	D	D	D
東京都大田区	1. 保育事業の執行について	A	D	D	D
神奈川県	1. 財政的援助団体等に関する財務事務の執行について ・(株)湘南国際村協会(財政的援助団体等) ・(社福)神奈川県社会福祉協議会(財政的援助団体等) ・神奈川県道路公社(財政的援助団体等) ・(公財)神奈川産業振興センター(財政的援助団体等)	B	D	D	D
仙台市	1. 水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について	B	D	D	D
横浜市	1. 交通事業について	B	D	D	D
名古屋市	1. 保育所を中心とした保育事業の財務事務について	B	D	D	D
宇都宮市	1. 宇都宮市教育委員会の事務の執行及び事業の管理について	B	D	D	D
富山市	1. 第3セクター等の財務に関する事務の執行について	B	D	D	D
宮崎市	1. 外部委託の事務の執行について	B	D	D	D
沖縄県	1. 子ども生活福祉部の事業に係る事務の執行及び管理の状況について	C	D	D	D
広島市	1. 産業の創造と振興、中小企業の活性化と商店街の振興等に係る事務の執行について 2. 未収金及び貸付金の管理及び回収に係る事務の執行について	C	D	D	D
郡山市	1. 市街地開発事業の財務事務の執行について	C	D	D	D

平成30年度包括外部監査 オンブズマン大賞の評価表(対象自治体：札幌市)

監査人氏名	米屋 佳史	監査人資格	弁護士	報告書ページ数	報告書 350頁 概要書 38頁
監査テーマ	高齢者保健福祉事業と介護保険事業に関する財務事務の執行について			委託報酬額 17,000,000円	
監査対象等	本庁保健福祉局総務部、同局監査指導室、同局高齢保健福祉部、東区・豊平区・厚別区の各保健福祉部、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会、社会福祉法人神愛会(軽費老人ホームB型琴寿園)				
対象選定の理由	<p>急速な高齢化の下で、コミュニティにも深刻な影響を及ぼしている。平成元年、厚生省は在宅サービス充実を柱に「高齢者保健福祉推進十か年戦略」(ゴールドプラン)を発表。介護の社会化を目指す介護保険制度(平成12年施行)は改正、拡充するも、別の課題(需要の多様性、財政負担、人材不足など)も生み、本市は他の政令市に比し年少人口率は18位だが高齢者人口率は9位。総合計画の下、高齢者保健福祉計画等が策定されている。</p> <p>保健福祉費歳出予算はH29年度で3657億1600万円(一般会計歳出予算の36.7%)で、うち老人福祉費は91億8000万円(保健福祉費歳出予算の2.5%)で拡大中。</p> <p>これまで本テーマの外部監査はなされていない。</p>				
監査の視点	<p>○監査の視点</p> <p>(1) 高齢者保健福祉事業と介護保険事業に関する財務事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等の趣旨に従い、合規的かつ公平・公正に処理されているか。</p> <p>(2) 高齢者保健福祉事業と介護保険事業に関する財務事務の執行が、予算・諸計画の趣旨・目的に従い、いわゆる3E(経済性、効率性、有効性)の観点から、適正に実施されているか。</p> <p>○監査の結果(指摘)及び意見の意義を明記する。</p> <p>「結果(指摘)」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合規性、公平性及び公正性の観点からは是正の必要があると判断した事項</li> <li>・金銭又は金銭同等物、行政財産に係る取扱いに瑕疵がある事項(これらの記録、証憑等が存在又は不完全な場合を含む)</li> <li>・有効性や存在意義を著しく欠如するに至っていると判断した事項</li> </ul> <p>「意見」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合規性の観点からは問題ないものの、3Eの観点から改善することが期待される事項</li> <li>・説明責任の観点から対処すべきことが期待される事項</li> <li>・その他合規性、3Eの観点からの提言</li> </ul>				

<p>監査報告書の概要</p>	<p>第1. 外部監査の概要  1. テーマ選定理由、監査の視点、監査手続方法など基本事項を説明する。  2. 監査の結果(指摘)及び意見の総括として、報告書の掲載順に全指摘・意見を表形式でまとめる。見出し記号、事業(費)等、摘要(指摘・意見)、指摘・意見の別、該当頁を記載。</p> <p>第2. 市の高齢者保健福祉と介護保険事業について  1. 現状把握と対象事業部門について説明する。  (1)まず市の高齢者福祉に関連する状況が全市・区ごと、年齢別に示され将来予測をし認知症者、これまでの関係予算の推移をグラフ化、表化して示す。  (2)事業の担当部局を細かく表化する。  (3)監査対象事業の整理  2. その上で、H29度の施策の概要(7期計画、6期事業計画、8期)の計画の概要  3. 監査対象の施設管理、財政援助団体について説明する。  4. さらにH30度の胆振東部地震と福祉行政への影響を述べる。</p> <p>第3. 財務事務の執行について(高齢者保健福祉事業、介護保険事業、社会福祉法人)  (1)まず、高齢者保健福祉事業について、事業、部局、対象を特定し、給付行政の監視視点として公平公正を意識したとする。  そして、部課、事業ごとに着眼点(リスク)、監査手続・方法を表化し、細部を点検している。これらの点検結果と指摘・意見は94～164頁に詳しく述べる。  また外郭団体への指導について同様の点検は165～189頁に詳しく述べる。  区の事務についての監査結果が189～193頁まで区の状況、内部管理、執行の不備、指導監査にわたり詳しく記載されている。  (2) 続いて、194頁から介護保険事業について総説から始まる。個々の事業の監査結果は222～302頁まで同様の着眼(視点と手続手法)で詳しくなされている。  (3)そして最後に、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会と軽費老人ホームB型の社会福祉法人神愛園を、その事業、財務会計の点検(ヒアリング、記録査閲)した内容が詳しく303～350頁に記載されている。  以上の監査の結果、指摘事項は135点、意見は85点となっている。</p>
<p>監査に対する評価</p>	<p>オンブズマン大賞</p>
<p>コメント</p>	<p>本監査人は、H29年度外部監査(教育委員会(学校の一部抜き取り点検)をしており、弁護士と公認会計士の5人チームで詳しく充実した監査報告をし、優秀賞となっている。  今回は弁護士5人チームで、近年課題の多い高齢者福祉と介護事業をテーマに取り組むものである。視点、手法も明確で、多大な指摘・意見を述べている。  本報告は、監査の重点(公平性・公正性のとり方)と手続・手法に優れており、資料の査閲調査、ヒアリングの成果をあげたものといえる。  監査報告書の用語・専門語、行政計画、要綱などを本文に用いた場合は、その各頁に脚注を付している。  読む者への配慮が十分にあり、市当局のみならず、議員、市民(他の自治体も含む)にこのテーマを学ぶにはどのような課題があるかわかる。  H29年度監査書よりさらに充実したものとなっている。  近年、少子高齢化の下で子育てや高齢者福祉を監査対象がとするものが増えているが、その中で本報告書は手続・手法が優れ、充実度も高い。  なお、このテーマでは行政執行上の低コストという経済効果のみを考えるのは相応しくない。  H30年6月以来6ヶ月に及ぶヒアリングと査閲を経て3ヶ月でまとめ上げた監査チームの成果を活用し、大きな効果を得られるよう市に期待したい。</p>

平成30年度包括外部監査 優秀賞の評価表(対象自治体：青森県)

監査人氏名	宮下 宗久	監査人資格	公認会計士	報告書ページ数	報告書234頁 概要書19頁
監査テーマ	観光振興に関する施策及び事業の事務の執行について			委託報酬額 12,879,000円	
監査対象等	<p>「インバウンド対応のための事業」21事業(誘客交流課など6部署)、「青森ならではの観光コンテンツの磨き上げ事業」14事業(観光企画課など6部署)、「情報発信・PR事業」9事業(誘客交流課など2部署)。対象部署は、誘客交流課29事業(うちインバウンド対応諸事業18、観光コンテンツ関係諸事業3、情報発信関係諸事業8)、観光企画課9事業(うちインバウンド対応諸事業2、観光コンテンツ関係諸事業6、情報発信関係諸事業1)で上記2つの課が大半を占めるが、両課以外の部署のみが担当する事業も6事業(インバウンド対応諸事業1、観光コンテンツ関係諸事業5)ある。</p>				
対象選定の理由	<p>県の外国人延べ宿泊者数は宮城県に次ぎ東北2位。県民の関心が高まっている。県は、①県基本計画中で「戦略的な青森ならではのツーリズムの推進」を進めるなど交流人口を増やす仕組みを作る取組みを進めており、②「未来のあおもり観光戦略セカンドステージ」という戦略プロジェクトを策定している。国も観光産業を地域振興のための重要産業の一つとして認識し、多額の予算措置を講じていて、それを活用した事業が実施されている。「成長産業」といえる観光に関する県の取組みを監査することは県の将来を考えるうえで重要、という見地から対象に選定した。</p>				
監査の視点	<p>1 事業の有効性(①事業目的の明確性、②成果指標設定の整合性・明確性、③事業手法と実施内容の効果性、④事業と効果の間の因果関係分析の有無、⑤成果がないのに継続している事業の有無、⑥社会情勢変化に対応する事業見直しの有無、⑦補助金の使途の目的適合性)。 2 事業の経済性・効率性(①積算見積りの適切性、②委託事業における金額低減努力の有無、③事務執行上の経済性・効率性追求の有無、④他事業との重複や無理な細分化の有無、⑤他部署との連携・情報共有が図られているか、⑥費用対効果を分析しているか。 3 事業の合规性(①事務手続きが法令等に準拠しているか、②補助金の対象範囲・対象金額に間違いはないか、③委託事業等の契約が県財務規則に沿って行われているか、④予算執行の証人・検査確認は正しく行われているか、⑤予算・決算数値は正しいか、⑥国への報告事務、市町村からの報告事務に誤りはないか、⑦事務執行が関連する法令等に準拠しているか。)</p>				

<p>監査報告書の概要</p>	<p>1 観光振興関連施策の概要を、①観光立国推進基本法と県の観光戦略、②県の観光関連の統計数値、③課題と監査対象事業との関係、④東北観光復興対策交付金、⑤公益法人青森県観光連盟、の順に説明している。(監査範囲の決定と対象事業の選定の基準と、監査手順については、わかりやすい説明が付されている。)(22頁相当)、</p> <p>2 外部監査の結果・意見の「総論」として、個別事業の監査結果をフィードバックして要点別にまとめ、問題点に関する詳細な一般意見を述べている。その内容は、①KPIの設定と評価が不十分、②不十分な事業設計と事業検証(「事業設計が精緻に練られていない」、「事業の検証や事業結果の有効活用がなされていない」)、③「予算の積算内容と事業内容が整合していない」、「決算額の付け替えがある」、④1者随意契約が多数ある、⑤事務手続の誤りがある、である。加えて、県と観光連盟との役割の整理、「観光で稼ぐ」意識の醸成、制作した画像・動画の整理について見解各1件を示し、さらに「総論」のまとめとして、⑦事業設計が不適切、⑧事業費の付け替えが多く決算額がわからない、⑨予算の積算が決算を反映せずに繰り返されている、⑩費用対効果の分析ができていない、⑪1者随意契約になっている、などの問題点を特定事業の例をひいて述べ、費用を公表して県民の納得感で評価することを求める「提言」を付している。ただし、「見解」「提言」を含め総論部分は、報告書中では「監査意見」としては扱われていない。(22頁相当)</p> <p>3 指摘事項(31件)と意見(76件)はすべて個別事業について付されている(181頁相当)。指摘・意見を付された事業を観点別に分類すると、KPIの19事業、事業設計21事業、事業検証12事業、予算・決算7事業である。対象44事業中の42事業になんらかの指摘・意見が付され、うち27事業については複数の観点(12事業については3つ以上の観点)からの指摘・意見が付されている。特に抽出事項が多いのは、⑦KPIの設定と評価が不十分(指摘7件、意見18件)、⑧事業設計が精緻に練られていない(指摘6件・意見25件)、⑨事業の検証や事業結果の有効活用がなされていない(意見13件)の3点であり、こうした具体的監査結果が前記の総論意見に反映している。なお、その他の指摘・意見の分布は、⑩「予算の積算内容と事業内容が整合していない」(指摘2件・意見5件)、⑪「決算額の付け替えがある」(指摘7件・意見1件)、⑫1者随意契約(指摘2件、意見5件)、⑬事務手続の誤り(指摘7件、意見5件)である。</p>
<p>コメント</p>	<p>観光振興施策を対象に、＜施策が有効に機能しているか＞＜有効に機能させるために何を改善すべきか＞に重点を置いた、熱意のある監査である。</p> <p>報告書中で基本的視座、監査手順が明示されており、監査対象についての監査人の関心の所在が明瞭に示されており、監査の視座としては、KPIの設定・評価と、事業設計・事業検証の可否の検討が特に強調されている。</p> <p>個別事業において抽出した問題点と指摘・意見を問題点の性格ごとに分類して総論的な説明を行い、さらにそれをフィードバックして＜総論意見＞というべきものに結び付けていて、県の施策の問題点の所在が非常に明瞭にわかりやすく示されている。この総論部分は、一般的ではあるが非常に詳細で示唆に富んでおり、報告書中で「意見」として取り扱われていないのが惜しまれる高レベルのものである。</p> <p>監査は精力的で、抽出事項は対象44事業中の41事業に何らかの抽出事項がある。監査の重点は有効性、経済性・効率性、合理性に置かれているが、問題点の抽出は多彩な角度からなされており、事務執行の合規性の観点からの監査も十分に行われている。</p> <p>抽出された問題点の説明は詳細で合理的、それにもとづく指摘・意見はいずれもきわめて直截かつ具体的で、説得力がある。指摘・意見は事業運営のあり方そのものに係るものをも多数含んでおり、活用性が高い。</p> <p>明確な視点に立ち、緻密で活用度の高い、優れた監査である。</p> <p>観光振興施策を対象とする包括外部監査は毎年数件行われる傾向にあるが、踏み込みのない浅薄な監査に随ったものが大半を占めており、「改善要望」の対象となるものが非常に多かった。(あまりのデキの悪さに、評者は「この分野では専門家の助言が必要」と注文するのが常となっていた。)しかし本監査は、公認会計士のみのチームで、事業の有効性・効果を徹底して追及することによって活用性の高い監査を実現したもので、賞賛に値する。近時、諸々のテーマで、＜成果面からの行政施策の検証を重視し、明確な事業目的とそれに整合する成果指標設定を求める＞優秀な監査報告が増えつつある。本監査はこの観点に注力して前年度に引き続き、従来秀れた前例の乏しかった分野で優秀な監査を実現した。</p> <p>県は、この監査報告をぜひ、(指摘・意見に対する措置にとどまらず、総論部分をも)施策実行についての重要提言として受け止めて)積極的に活用してほしい。</p>

平成30年度包括外部監査 優秀賞の評価表(対象自治体：大分市)

監査人氏名	首藤 慶史	監査人資格	公認会計士	報告書ページ数	報告書 207頁 概要書 なし
監査テーマ	生活保護等に関する事業について			委託報酬額 11,000,000円	
監査対象等	福祉保健部(生活福祉課、福祉保健課)の平成29年度。ただし、必要に応じて過年度まで遡及するとともに、平成30年度の一部についても監査対象とした。				
対象選定の由	<p>生活保護制度は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するために憲法第25条で規定されている生存権に基づく重要な制度である。生活困窮者に公平に援助することが重要である一方、公平かつ適正な運用が求められる。平成20年以降、生活保護の相談・申請件数が増加し、被保護人員も増加傾向となった。近年はほぼ横ばいで推移しているものの、被保護世帯数は微増傾向が続いている。生活保護費は平成29年度当初予算額で156億円と一般会計1,785億円の約8.7%を占める。近年では生活困窮者への自立や就労支援など、新たな課題も生じている。これらは、福祉施策の目的を実現するための重要な事業領域であるといえ、公平で適正な運用はもとより、効率的かつ効果的に施策を推進していくことは大きな課題である。</p> <p>以上から、生活保護等に関する事業については、これまで包括外部監査で実施されていない点も勘案すると監査を実施する意義は大きいものと認められるため特定の事件として選定した。</p>				
監査の視点	<p>(1) 生活保護等に関する事務の執行は、法令等の規定に準拠して適正に行われているか。  (2) 生活保護等に関する事務の執行について、より経済的、効率的かつ有効に実施するための改善点や提言がないか。</p>				
監査報告書の概要	<p>第1部「外部監査の概要」  第2部「生活保護制度の概要」では、(1)制度の目的 (2)制度運用のための4つの基本原理と4つの基本原則 (3)保護の種類 (4)被保護者の3つの権利と4つの義務 (5)保護の費用の返還と徴収 (6)行政不服申立て、について主に生活保護法の規定を要約して記載している。  第3部「生活保護の状況」では、(1)全国の状況;被保護者調査(H30年9月分)によると、被保護者数は約209.4万人と減少傾向にあるが受給世帯数は約163.6万世帯と増加傾向にあり、保護率は1.66%。国の負担金はH30年度当初予算で3.8兆円と増加傾向にある。約半分が医療扶助。負担割合は国3/4、地方1/4 (2)大分市の状況;H30年11月現在の被保護世帯数は6,911世帯、被保護人員は8,549人、保護率は1.79%で国および県の水準を若干上回る。全国と同じく高齢者世帯数の増加傾向がみられる(構成割合56.3%)。H29度の生活保護費総額は151.1億円で、医療扶助が53.4%、生活扶助30.3%、住宅扶助12.7%、介護扶助2.9%で全国の現状とほぼ同様の割合である。(3)大分市における生活保護に関する事務の概要;①組織/大分市福祉事務所生活福祉課、生活福祉東部事務所、生活福祉西部事務所 ②申請から決定までの流れ  第4部「生活保護に関する事務の執行」では(1)制度の周知 (2)面接相談;H29度は延1,252件、うち申請受理757件、保護開始662件である。(3)保護申請;申請保護の原則、申請書類、法外援護費及びつなぎ資金、現金管理 (4)開始時調査;①概要 ②訪問調査/「必要即応の原則」 ③資産および収入の調査 ④扶養義務調査 (5)保護の決定;①保護開始 ②申請の取り下げ/H29度は61件(再就職13件、他法他施策の適用19件、扶養親族の援助3件など)、このうち再申請による保護決定11件 ③申請の却下/H29度は59件(利用可能な制度又は十分な収入28件、介護保険制度の境界層7件) (6)開始後の調査・指導;①不正受給案件/H29度は延べ142件(稼働収入の無申告・過少申告81件など)、不正受給に対する徴収金への加算(40/100)措置適用2件 ②援助方針の策定 ③訪問調査 ④収入・資産の把握 ⑤自動車保有/H29度の容認は11件(障がい者3件、通院に必要4件など被保護者世帯数の0.2%) ⑥不動産保有/H29度の容認は143件、否認281件、リバースモーゲージの適用 ⑦学資保険 ⑧債務整理 (7)生活保護費 ①大分市における過去5年間の推移 ②保護の種類と内容/生活扶助…標準3人世帯の最低生活費183,000円、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助 ③収入認定 ④生活保護費の支給手続 (8)保護の停止・廃止;停止または廃止の取扱基準、事務の取扱基準など (9)費用の返還及び徴収;返還金・徴収金の管理、未収債権管理及び不納欠損処理/H29度不納欠損処理は123件、約1,470万円、など (10)生活に困窮する外国人に対する生活保護;「外国人は法の適用対象とならないが、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて必要と認める保護を行うこと」(昭29.5.8社発第382号、厚生省社会局長通知) (11)課税調査;市県民税調査の方法、軽自動車調査 (12)保護施設;県内2救護施設(湊泉寮/日出町、光明寮/豊後大野市)のみ、救護施設措置費の状況 (13)ケース診断会議と文書による指導指示;①H29度開催状況/法第63条又は第78条適用措置決定580件、その他122件 ②文書による指導指示/年金担保による借入れの禁止10件など計23件、など (14)全体的なケースファイルのレビューの状況</p>				

<p>監査報告書の概要</p>	<p>第5部 医療扶助に関する事務の執行 (1)概要 ①医療扶助の実績/入院医療48.2億円、入院外医療16.5億円、調剤12.5億円 ②生活保護指定医療機関/病院52、診療所348、歯科202、薬局234、柔道整復147など計1,130 (2)受診と医療扶助の手続 (3)嘱託医;医療要否意見書の審査 (4)大分市医療扶助審議会;制度開始以来開催なく、形骸化 (5)レセプトチェック (6)医療扶助費の状況の詳細;H29度の実態/被保護者一人当たり医療費は平均738,662円 (7)長期入院患者の実態把握及びその対応;検討を行った患者720名のうち嘱託医が247名について要検討として主治医へ照会検討し18名が医療扶助による入院は不要と判断された。(8)長期外来患者の実態把握及びその対応;H29度1,699人(要指導、援助措置15名、要療養態度指導11名、要介護等4名) (9)頻回受診の実態把握及びその対応;受診状況把握対象者33名のうち指導対象者10名、そのうち3名が改善 (10)向精神薬重複処方の実態把握及びその対応 (11)後発医薬品の実態把握及び使用促進の取り組み (12)あん摩・マッサージ (13)指定医療機関の個別指導;大分共立病院、佐賀関病院、大分三愛メディカルセンター</p> <p>第6部;生活保護に関連するその他の支出等</p> <p>第7部;中国残留邦人等支援事業に関する事務の執行;生活支援給付金 22世帯、配偶者支援金 2世帯</p> <p>第8部;生活困窮者自立支援事業に関する事務の執行;必須事業(自立相談支援事業/自立に至った人の割合5%前後、住居確保給付金の支給/申請6件中決定5件)、任意事業(就労準備支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業)</p> <p>第9部;ケースワーカーに対するアンケート調査</p> <p>第10部;これからの生活保護行政についての一考察(おわりに)</p>
<p>コメント</p>	<p>保護申請書類の真正性を裏付ける客観的証拠を徴求することや代理人による申請の問題点などの意見は有用である。ケースファイル等のサンプル調査等によって、多くの不完全な事務処理等を指摘するなど活用性が認められる。申請の取り下げについては、取り下げの形をした生活保護の拒絶があってはならないと注意喚起し、取り下げの任意性の確保についての指摘は適切である。実務事例について担当者だけではなくて全ケースワーカーが組織的に情報共有化できるようナレッジベース(knowledge-base,KB)を作成し、有効なナレッジマネジメントの展開を求めている点も有用である。ケース診断会議記録やその関連書類が5年経過により廃棄されたことについて「過去的意思決定や被保護者の履歴を確認するうえで重要な書類であることから、廃棄することは実質的に好ましくなく、期間経過による廃棄の取扱いのあり方については再検討の余地がある」(意見52)とした。情報公開制度及び公文書管理制度の観点からも妥当な意見である。H20年12月、大分市在住の永住資格を持つ中国籍の高齢女性が同市福祉事務所長に生活保護の申請をしたところ、却下されたとして処分取消等を求めた事件で、「外国人は、行政庁の通達等に基づく行政措置により事実上の保護の対象となり得るにとどまり、生活保護法に基づく保護の対象となるものではなく、同法に基づく受給権を有しない」(H26年7月18日、最高裁第2小法廷)と判示された。実際のところ、H23年12月、別途申請に基づき生活保護の措置が開始されている。本外部監査報告書は、大分市の生活保護行政の実態に細部にまで踏み込んで、行政職員に外部からの新鮮な風を吹き込むことに成功しているといえる。市民にとっても、生活保護制度のしくみを知る格好の教材にもなっている。</p>

平成30年度包括外部監査 優秀賞の評価表(対象自治体：東京都大田区)

監査人氏名	菊池 努	監査人資格	公認会計士	報告書ページ数	報告書 642頁 概要書 88頁
監査テーマ	道路・公園・河川及び交通安全等に関する事務執行について			委託報酬額 11,880,000円	
監査対象等	道路、公園、河川及び交通安全等に関する事務執行について				
対象選定の理由	<p>道路は、都市交通の動脈として輸送機能、日常生活圏内の連絡機能等の役割を担うほか、埋設物の設置空間、防災・環境保持・環境衛生の上から多目的な機能を持ち、その果たす役割は非常に重要である。区が管理する橋梁は158橋あり、その多くは昭和初期から高度経済成長期に建設されており、耐震性と老朽化の問題が顕在化している。道路を整備し交通を円滑にするには、車両のみならず安全で快適な歩行者の空間を確保する必要がある。区は安全で快適な交通環境を実現するため、交通安全対策と放置自転車対策を実施している。区は東京湾に面し、多摩川を中心に3つの一級河川があり、区民の安全を守り、安心できる生活を支えるため、総合的な治水対策の取組を推進している。区は水の多い特徴を活かして水と緑のネットワークと拠点作りを積極的に行い、公園や緑道・散策路の整備を行っている。公園等は区民に健康・体力づくりや憩いの場、文化・コミュニティ活動の場を提供し、災害時には避難場所や緩衝地帯としての機能を有している。金額面でも、H29年度の土木費予算は192億円で区全体の予算約2618億円の7.3%を占めている。このように道路、河川、公園等の事業は重要な事業であることから、都市整備部が所管するこれらの事業を監査テーマにすることは重要な意義があると判断した。</p>				
監査の視点	<p>道路、公園、河川及び交通安全等に関する事務執行及び管理運営が、関連する法令及び条例・規則等に従い適切に行われているか、道路、公園、河川及び交通安全等に関する事務執行及び管理運営が経済的・効率的・効果的に運営されているかという視点で主に以下の項目につき監査を実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 監査の実施対象について、関係法令、条例、規則、要綱等に合致しているか</li> <li>② 監査対象部局から関係資料を入手し、当該資料を閲覧し、担当者へのヒアリングを実施</li> <li>③ 行政計画、予算の執行状況の確認</li> <li>④ 比率分析、期間比較等の分析的手続</li> <li>⑤ 一部の公園については現地を視察し、利用状況、公園に関する諸資料の整合性の確認</li> <li>⑥ 他の地方自治体の制度等との比較</li> </ol>				

<p>監査報告書の概要</p>	<p>① 歳入事務(指摘1、意見2) 許可申請書の重要な記載事項が未記入だったり訂正が不備だったりするものが散見される。自転車駐車場に利用率の低いものがあり、設置・運営にあたっては事前調査、モニタリング等によりいっそう効率的な経営をしていく必要がある。</p> <p>② 道路橋梁総務費(指摘4、意見11) 地籍調査対象面積の変更があるのにH29年度の東京都の国土調査に反映されていない。違反屋外広告物撤去作業委託ファイルや報告書ファイルが保存されていない。</p> <p>③ 道路維持費(指摘1、意見10) 犬猫死体処理数の集計方法が課により異なっており、公表前に帳票間の整合性を検証する必要がある。道路緊急補修工事の発注方法、維持管理等の業務マニュアルを整備する必要がある。街路樹台帳の記載が不十分なので記載内容を整備し管理手法のマニュアル化が必要。</p> <p>④ 道路新設改良費(指摘1、意見14) 契約決定通知書の前払金の金額が契約書と異なり誤っている。無電柱化事業について、練馬区や足立区のように推進計画を定めていく必要がある。</p> <p>⑤ 橋梁維持、新設改良費(指摘0、意見2) 京和橋橋名盤補修の4工事は分割発注となっているものの当初から一体の工事として発注することも可能と思われ、分割発注形態をとることの合理的な説明が残されていない。</p> <p>⑥ 街路照明費(指摘0、意見0)</p> <p>⑦ 交通安全対策費(指摘1、意見12) 駐車場仕様書にある月報の記載が、日々の処理件数を正確に把握することができない記載となっているので改めるべきである。自転車の放置率を維持低減させつつ返還率を引き上げる施策を検討するにあたりインセンティブを与える方策を検討する必要があり参考となる論文を紹介。</p> <p>⑧ 河川維持費(指摘0、意見4) 河川維持管理と船着き場維持管理は従来どおり一体の科目で計上し、管理維持計画も船着き場本体と橋梁部を分けて行うのは好ましくない。</p> <p>⑨ 公衆・公園便所(指摘1、意見11) 公衆便所調査票のトイレのカウント方法が異なるため調査票の数字は意味がない数字となっているのでカウントの仕方を統一すべき。公園面積が広く利用率が比較的高い公園はだれでもトイレの設置を検討するとともに、その構造の統一化を検討すべきである。</p> <p>⑩ 公園(指摘9、意見33) 都市公園法に定められた都市公園台帳が整備されておらずこれを規定した条文もないので改めるべき。ふれあいパーク活動の内容には禁止行為の「公園を私物化する行為」に該当する可能性のものもあり全体を見直す必要がある。</p> <p>⑪ 公園管理費(指摘0、意見4) 公園等の維持管理や清掃費を削減するため公募設置管理制度を導入していく必要がある。公園の維持管理及び清掃作業にあたってのマニュアルを整備し作業の効率化を図っていくことが必要。</p> <p>⑫ 公園新設改良費(指摘0、意見1) 見直し後の「グリーンプランおおた」のH33年度の目標に比し実績は約半分。整備目標達成のため事業整備を早めていく必要がある。</p> <p>⑬ 公園視察(指摘8、意見71) 都市基盤整備部事業概要のトイレの記載に誤りがあり訂正すべきである。公園の駐輪場が公園としてカウントされているが除外すべきである。公園に設置された倉庫には設置者を示す掲示をすべきである。</p>
<p>コメント</p>	<p>区の行う道路、河川と橋梁、交通安全、公園などとこれに関連する事業について具体的な資料を精査し、ヒアリングなどとあわせ徹底的に分析しながら指摘や意見を述べている。事業によっては近隣区の事業内容や基礎データと対比したり、他区の施策や対策を紹介するなど、区の事業の進め方について具体的な提言や意見を述べている。監査人は、区が施策を進めるうえで参考となりそうな国土交通省の資料、研究者の論文なども紹介している。公園のトイレについては大学の研究者の報告書を紹介し、視覚障害者のためだれでもトイレの構造の統一化を検討するよう求めるなど意見の内容も具体的で説得力があり参考となる。包括外部監査人の住所が区内であることも一因のように思われるが、監査報告書は区の施策や現状をふまえて、住民・生活者の目線から問題点や疑問点をピックアップし、これに対する改善要望や意見は具体的に説得力がある。区にとっても、今後の施策を進めるうえで参考となる有用な意見が多数紹介されている。</p> <p>区は、これまで包括外部監査人の指摘については措置内容を公表しているが、意見に対しては区の対応を明らかにしていない。せっかく条例を制定し包括外部監査制度を導入したのであるから、外部監査人から指摘を受けた事項だけでなく意見に対しても区の見解を明らかにし、住民に対する説明責任を果たすようあらためて欲しい。</p>

## 監査対象事項分類表(平成 30 年度)

対 象 分 類		自 治 体 名
1	税・国保料・収入金・手数料・ 税収入減免	富山県、香川県、長野市、福山市
2	財産管理（物品・現金・基金）	宮崎県、沖縄県、郡山市、○東京都江東区、 東京都町田市
3	不動産・施設管理 （施設（スポーツ・文化・図書館・福祉・公園・動物園）、指定 管理者）	北海道、秋田県、山形県、埼玉県、長野県、静岡 県、兵庫県、和歌山県、名古屋市、旭川市、 ○柏市、岡崎市、明石市、奈良市、和歌山市、 鳥取市、◎東京都大田区
4	債権・債務（貸付金・未収金・ 資金・債権管理・地方債・借入 金・債務保証・損失補償）	群馬県、奈良県、○長崎県、神戸市、○岡山市、 松江市、長崎市、○宮崎市
5	医療・保健（病院・保健所）	○滋賀県、前橋市、川越市、○川口市、鹿児島市
6	教育（学校（幼・小・中・高・大・ 職業訓練校）、教育委員会・学校 給食）	埼玉県、岡山県、愛媛県、堺市、秋田市、 東京都港区
7	試験研究機関	徳島県、熊本県
8	部局・出先機関	宇都宮市
9 公 営 事 業	公営事業（特別会計を含む）	仙台市
	I 上下水道・農工業用水	茨城県、新潟市、○浜松市、福岡市、大津市、 ○豊中市、尼崎市、○久留米市
	II 交通・道路・港湾・河川	秋田県、大阪府、大分県、さいたま市、大阪市、 下関市、◎東京都大田区
	III 農林水産・土地改良	福島県、岐阜県、青森市、いわき市、金沢市
	IV 産業振興・市場・観光・まち づくり（住環境整備）	◎青森県、新潟県、山梨県、愛知県、鳥取県、 ○広島県、静岡市、北九州市、枚方市、松山市
	V 環境・ごみ・清掃・衛生	神奈川県、福井県、高知県、○高知市
	VI 住宅	高知県、○佐世保市
	VII 公営ギャンブル	
VIII 土地区画整理事業		
9	IX 電気・ガス事業	
10	特別会計	西宮市

11	外郭団体（公社・財団・社団・社会福祉・出資法人・第三セクター・株式会社）	宮城県、東京都、熊本市、福島市、船橋市、 <b>○東大阪市</b>
12	補助金・寄付金・負担金・交付金	<b>○島根県</b> 、熊本県、福島市、横須賀市、富山市、八尾市、滋賀県甲賀市
13	契約・入札・請負・委託	栃木県、 <b>○千葉県</b> 、 <b>○千葉市</b> 、高槻市、呉市、東京都荒川区
14	人件費	<b>○那覇市</b>
15	議会・政務調査費	
16	情報システム	
17 社 会 福 祉	I 生活保護・自立支援・就労支援	<b>○京都市</b> 、高崎市、 <b>◎大分市</b>
	II 子育て・保育園等・児童・高齢者・障害者・介護	岩手県、東京都、石川県、三重県、山口県、 <b>○福岡県</b> 、 <b>○佐賀県</b> 、鹿児島県、 <b>◎札幌市</b> 、横浜市、川崎市、 <b>○相模原市</b> 、 <b>○京都市</b> 、広島市、 <b>○函館市</b> 、越谷市、豊田市、高松市
	III 雇用労働施策	
	IV 人口対策	
18	消防・警察	姫路市
19	過年度外部監査に対する自治体の措置状況	
20	防災・危機管理・安全	京都府、八戸市、 <b>○岐阜市</b> 、豊橋市、倉敷市
21 その他	I 業務改革の推進	<b>○盛岡市</b>
	II 条例に基づく事務執行	八王子市

※2017年版のイエローブックから、少し分類型を変えた。

※太字は、優秀賞・活用賞のもの（優秀賞には◎、活用賞には○をした）

※上記分類は、形式的なテーマ名にはこだわらず、実質的に他の分野に関連するものは該当する分野にも表示している。

## ◆包括外部監査の活用10箇条◆

1. まず包括外部監査を以下「料理」に例え、比喩的にコメントします。
  - ①店（都道府県市町村区127店）捜せば出てくる 美味しい料理（3020品）
  - ②メニューと調理法 学べぬものなし（テーマと検討、対処法は多種多様）
  - ③材料吟味と味付け（あなたの頭と足で）
  - ④おいしさは第1に真実せまるもの（事実調査度）
  - ⑤おいしさは第2に行政意義をただすもの（有効性）
  - ⑥おいしさは第3にルールの特検度（適法性）
  - ⑦おいしさは第4に喜ぶ市民と程度（効率性）
  - ⑧安くておいしい これぞ醍醐味（経済性）
  - ⑨見た目も食べたくなるもの（判りやすさと取り組みやすさ）
  - ⑩我が家の料理に活かせるもの（我が自治体への活用度）
2. 難しい報告書の易しい読み方・・・（報告書入手：DVD-ROM と自治体のホームページ）
  - ①関心のあるテーマのものから読む
  - ②近い（市町村・都道府県と自治体規模）ものから読む
  - ③知っている類似問題を探そう
  - ④対象をめぐる法と条例、規則は？ その法の目的は？
  - ⑤対象の行政はどういう手続をとっているか（必要か）
  - ⑥監査人はどこが悪いといっているか
  - ⑦監査人はどうすればよいと指摘したり、意見を述べたりしているか
  - ⑧監査人の具体的な指摘・提言でよくなるか考えよう
  - ⑨監査人はどんな調査（検査）で述べているか、自分で調べるために
  - ⑩読んで判らず、聞いても判らぬものは、無理に読む価値もない
3. 監査報告書の活用法（市民編・・・課題）
  - ①改善を求めた指摘・意見はどう対応措置されたか聞き視て調べよう
  - ②解決していないものは今後の追加措置を要望しよう
  - ③違法・不当で自治体への損害回復は必要ないか調べよう
  - ④不明な点は情報公開で追加調査しよう
  - ⑤住民監査や住民訴訟に使えるか検討しよう
  - ⑥他の自治体の指摘点は我自治体でもあるのではとマネして調べよう
  - ⑦調べて④→③→⑤の順でやる価値があればやってみよう
  - ⑧自治体の未来へ活かす方法は必ずある
  - ⑨マニフェスト（政権公約）化へ求める方法はないか
  - ⑩自治体を学ぶ市民の実践テキストにしよう
4. 監査報告書の活用法（議員編）
  - ①監査報告への勉強・質疑（監査人と行政へ）
  - ②類似テーマ監査のアクセス（通信簿も入手）
  - ③行政課題と問題的把握の速習法（3Eや適法性）
  - ④必要テーマへ調査研究費を使う
  - ⑤マニフェスト（公約）「事業仕分け」に使えるものを捜す
  - ⑥市民・業者の不当な要求にこういう辛口意見もあると教え、牽制する
  - ⑦補助金、委託契約、援助団体に「気」をつける
  - ⑧不当な既得権に加担、近寄らぬ信号にする
  - ⑨財政の根拠と共に自治体改革（地方主権・地方分権）の未来を語ろう
  - ⑩学んだ正しいことは自分の意見として有権者へ話そう

## 外部監査制度のあらまし

	包括外部監査	個別外部監査
趣旨	①地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化 「独立性」は契約によることで担保 「専門性」は弁護士、公認会計士等と契約することで担保 ②地方公共団体の監視機能に対する住民の信頼性の向上	
特徴	外部の専門家との契約にもとづく監査 ・財務監査の外部化【法で義務づけ】 ・財務援助団体等に対する監査の外部化【条例により導入】 対象団体 ①県が財政的援助を与えている団体 ②県が出資しているもので政令で定める団体 ③県が借入金の元金または利子の支払いを保証している団体 ④県が受益権を有する信託で政令で定める団体 ⑤県が公の施設の管理を委託している団体	・請求・要求に基づく監査の外部化【条例により導入】 ①有権者の50分の1以上の署名による事務監査請求 ②議会からの監査の請求 ③長からの監査の請求 ④長からの財政援助団体等の監査の要求 ⑤住民からの監査の請求 ※①～④について外部監査によるか否かは監査委員の意見を踏まえ議会が判断 ⑤については監査委員が判断
	適用団体	都道府県、政令指定都市、中核市(人口30万以上)→法で義務づけ 他の地方公共団体(市町村) →条例で定めた会計年度について導入
外部監査契約		
相手方	自然人1人に限る 弁護士、公認会計士、会計検査院・監査委員OB等、(必要と認めるときは)税理士	
締結時期	毎会計年度当初	請求・要求の都度
終期	当該年度末(法定)	個々の契約で決定
内容	地方自治法 第2条14項(住民の福祉の増進、最小の経費で最大の効果) 15項(組織および運営の合理化、規模の適正化) の趣旨を達成するための監査と結果報告 ※最低1回は義務付け	請求・要求にかかる事項の監査と結果報告
監査対象	外部監査人が自らの見識に基づき選定したテーマ	外部監査によることを請求・要求されたテーマ
議決	必要	必要(包括外部監査人と契約する場合は不要)
制限	同一人と連続契約するのは3回まで	
補助者	予め監査委員と協議し、補助者を使用できる	
関係人調査	予め監査委員と協議し、関係人の出頭、調査、書類等の提出を求めることもできる	

平成19年6月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、  
 (1)包括外部監査人による、①普通会計の財政健全化調査、②公営企業会計の経営健全化調査、③財政健全化団体・財政再生団体・経営健全化団体の監査、  
 (2)個別外部監査人による財政健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画に対する長の要求による監査も導入されている。